

鏡野町新卒者等ふるさと就職奨励金交付制度のお知らせ

●新卒者等ふるさと就職奨励金交付制度とは

中学・高校・高専・大学等の新規学卒者、UIJターン者の就職に伴う、若者の定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。町内・通勤可能な町外で就職(※)し、就職後6か月勤務を継続し、引き続き鏡野町に定住する者に対して、10万円の奨励金を交付する制度です。

(※) 就職とは以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ①法人・個人事業所に就職すること
- ②農林水産業に従事すること
- ③自営業を開始、または家業を継承するために従事すること

●交付対象者

1. 新規学卒等就職者(30歳未満)…卒業または退学から1年以内に鏡野町に住所を有し、就職した者
2. UIJターン就職者(40歳未満)…鏡野町に転入した日、または就職した日のどちらか早い日から1年以内の者

★1、2の対象者で、下記のすべての条件を満たす者(詳細条件有)

- ①永住、または3年以上居住する意思を持ち住民登録をして、なおかつ生活の本拠を町内に置く者
- ②公務員または独立行政法人の職員・役員でない者
- ③町税等の滞納がない者で、過去に奨励金の交付を受けていない者

★平成28年3月以降の就職者に限る。

●上記の要件以外にも別途詳細条件がありますので、必ず鏡野町ホームページ(トップ→行政情報→各課の仕事→まちづくり課)をご確認ください。

●申請方法

就職した日から6か月を経過した日以後に、必要な書類(交付申請書・定住誓約書・就業証明書・学校を卒業又は退学したことを証明する書類・保険証の写し・その他必要書類等)を提出してください。

お問い合わせ・申請書類の請求 鏡野町まちづくり課 担当:須田 電話(0868)54-2982

岡山県 最低賃金改定

岡山県最低賃金が令和元年10月2日から時間額**833円**に改定されました。

最低賃金とは、最低賃金法に基づいて国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金には、岡山県内の全ての労働者とその使用者に適用される「岡山県最低賃金」のほかに、特定の産業の労働者とその使用者に適用される「特定最低賃金」がありますのでご注意ください。

お問い合わせ先

岡山労働局賃金室

電話(086)225-2014

11月は「労働保険適用促進強化期間」です
~入っていますか? 労働保険~

**労働保険とは、
労災保険と雇用保険の総称です。**

従業員を一人でも雇用された場合は、法律により労働保険の加入が義務付けられています。そのため、労働保険料の申告、納付手続きがお済みでない事業主の方は、一日でも早く加入手続きいただきますよう、お願ひいたします。電子申請で手続きを行うことも可能です。

※業務のご都合で事務処理が困難な事業主の方には、「労働保険事務組合」に事務を委託する制度がありますので、ご利用ください。

お問い合わせ先

ハローワーク津山 電話(0868)35-2671
(津山公共職業安定所雇用保険課適用担当)

津山労働基準監督署 電話(0868)22-7157